

令和2年9月14日

福栄会を退職した皆様へ

社会福祉法人福栄会
事務部 総務課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業慰労金の申請及び支給について

令和2年度国の第2次補正予算案において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分・障害分）」が創設され、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら介護サービス・障害福祉サービスの継続に努めた職員に対して慰労金が支給されることになりました。

つきましては申請にあたり委任状が必要となりますので、下記の期日までに電話連絡のうえ提出をお願いします。

記

- 1、対象者 : 令和2年1月24日～令和2年6月30日の期間に10日以上福栄会で勤務実績があり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分・障害分）実施要綱に記載の支援対象者の要件を満たす者（職種不問）
- 2、支給額 : 5万円
- 3、提出期間 : 令和2年9月14日（月）～令和2年9月30日（水）の間に法人本部（東品川3-1-8）まで提出ください。
※法人指定の委任状（介護分または障害分）は2～3ページの様式を使用してください。
- 4、支給予定日 : 令和2年12月頃
- 5、その他 : 慰労金は非課税となります。
上記期間までに委任状の提出がない方につきましては対応し兼ねます。
ご自身で申請をされる方で勤務先における業務内容等の証明が必要な方は、必要事項を記入のうえお持ちください。内容を確認後、法人印を押印致します。
詳細については、東京都のホームページをご覧ください。

以上

別添様式

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

代理受領委任状

令和 年 月 日

東京都知事 様

委任者

住 所 〒

氏 名

生年月日(西暦) 年 月 日

電話番号 ()

私は、下記の事項を確認・承諾し、(社会福祉法人福栄会・理事長 野村 寛)を代理受領者と定め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)実施要綱の規定により、慰労金の請求及び受領に関する権限を委任します。

また、慰労金の振込先は下記3の口座を希望します。

記

- 私は、医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス事業所・施設及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行いません。
- 当該慰労金について、複数回の受給を行った場合には、速やかに返還することを誓約します。
- 振込を希望する口座(委任者本人名義の口座に限る。)

| | | | |
|-------------|----------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 口座種別 | 普通・当座・貯蓄 | 口座番号 | |
| 口座名義人(カタカナ) | | | |

(注意事項)

- この委任状は、慰労金を代理受領する職員ごとに作成してください。
- 介護サービス事業所・施設等は、この委任状を法人単位で取りまとめて、様式3(介護慰労金受給職員表)を作成し、介護サービス事業所・施設等が所在する都道府県知事に提出してください。
- この委任状は、都道府県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理受領を証するものとして、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人本部又は介護サービス施設・事業所において、適切に保管しなければなりません。

別添様式

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

代理受領委任状

令和 年 月 日

東京都知事 様

委任者

住 所 〒

氏 名

生年月日(西暦) 年 月 日

電話番号 ()

私は、下記の事項を確認・承諾し、(社会福祉法人福栄会・理事長 野村 寛)を代理受領者と定め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)実施要綱の規定により、慰労金の請求及び受領に関する権限を委任します。

また、慰労金の振込先は下記3の口座を希望します。

記

- 私は、医療・介護・障害の慰労金について、他の障害福祉サービス施設・事業所等及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行いません。
- 当該慰労金について、複数回の受給を行った場合には、速やかに返還することを誓約します。
- 振込を希望する口座(委任者本人名義の口座に限る。)

| | | | |
|-------------|----------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 口座種別 | 普通・当座・貯蓄 | 口座番号 | |
| 口座名義人(カタカナ) | | | |

(注意事項)

- この委任状は、慰労金を代理受領する職員ごとに作成して下さい。
- 障害福祉サービス施設・事業所等は、この委任状を法人単位で取りまとめて、様式3(障害福祉慰労金受給職員表)を作成し、障害福祉サービス施設・事業所等が所在する都道府県知事に提出して下さい。
- この委任状は、東京都への提出は不要です。ただし、慰労金の代理受領を証するものとして、東京都からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人本部又は障害福祉サービス施設・事業所等において、適切に保管しなければなりません。